

インドネシア大阪

*無査証滞在について

日本人は30日以内の観光や会議などの目的は査証不要（但し往復航空券が必要）

*査証取得について

日本人は31日以上滞りを目的とした観光査証の取得は日本ではできない。

査証取得日数に関しては問題が無ければ申請日の翌日から4日後に発給される。

大阪領事館管轄は三重、福井以西、四国を含む山口まで

- *インドネシアへの渡航歴がある人は、出入国スタンプ及び旧査証のある旅券(旧旅券含む)を申請時に提出。
日本の会社からの書類にはすべて社判、社印、職名印を押す(コピー不可)。インドネシア訪問目的が工場内の機械の据付、メンテナンス、技術指導等の作業や監査業務(社内監査含む)を行う場合、短期労働(滞在)査証[LIMITED VISA]を取得する。

シングル査証

査証有効期間 90日 査証のみでの滞在日数：30日又は、60日

ビザ種類 211A(一般商談等) 211B(技術者や機械設備関係の会議)

必要書類

1. パスポート(入国時残存6ヶ月以上)未使用欄3ページ(見開き2ページ+別途1ページ)
+パスポートデータ面コピー
2. 申請書(両面印刷)
3. 写真(4.5cm×3.5cm)1枚 ※6か月以内撮影のもので背景は白のみ
4. インドネシア入国管理局からの査証発給許可(経営会議、販売会議、市場調査などの場合は不要)
※技術者や機械設備関係の会議の場合は必ず必要
5. 英文会社推薦状(会社・学校などの所属機関)1枚
※英文会社推薦状は領事館宛で最後に必ず社印・代表社印・丸印・角印を押印すること。
一つでも印鑑が揃わない場合は随時確認。
※無職の方は、ご親族などからの推薦状が必要となります。(ご相談ください)
6. 現地会社(学校や関連機関)からの招聘状(社印要) ※PDFコピー可
※宛先は、申請者及び日本所属企業名、現在の所属勤務先住所を記載する。
※インドネシア滞在中、申請者の行動を保証する旨の以下の一文が必要。
In this connection, We, XXX(招聘状発行元の現地会社名), shall be responsible to be his/her guarantor during his/her stay in Indonesia.
7. Eチケット(往復予約済航空券) 又は
大阪領事館申請の場合は旅行(航空)会社発行の予約確認書でも可
※旅行会社発行の予約確認書の場合はバリテーションスタンプ+サインが必要
また会社レターヘッドを使用し、次の記載があること。
旅客名、利用航空会社名、便名、搭乗日、区間、航空券番号・発行日・発行地・有効期限、
確認書作成日・作成者名・サイン・役職
8. 英文経歴書(領事館指定フォーム)
9. 英文預金残高証明(原本) ※ご本人名義
※US\$1,900. 以上(21万円以上)
10. 住所確認書類 1、免許証の両面コピー又は2、住民票(申請時から1ヶ月以内に発行のもの)
11. 外国籍の方は、在留カード両面コピー
※外国籍の方は国籍により追加書類が必要になります。

料金

ビザ実費 5,700円 + 弊社取扱手数料